診 断 書(成年後見制度用)

1 氏 名						男・女	
生年月日	明・大・昭	₹・平	年	月	日生(歳)	
2 医学的診断	(入院中	通院「		- の他)			
(2) 所見(現	生の精神状態と	:関連する病歴	歴及び合併	症など)			
(3) 精神上の 特記事項	章害の程度	重度	中度	軽度			
言葉・	態もしくはこだ 筆談・首振りだ 通じない又は	などで他者と			ンがとれフ	ないか,とれ	えるように見えても)
3 判断能力判 自己の (後見程 自己の (保佐程 り等) 自己の (補助程 誰かに	定についての意 財産を管理・ 度:日常的に必要 財産を管理・ 度:日常的な買い は単独ではできな は単産を管理・ り財産を管理・ り財産を管理・ の財産を	W分すること な買い物も単独 W分するには 物程度は単独で いというするに W分するに あたりした方が。	でできず,誰 : , 常に援助 できるが,重 : , 援助が必 るかもしれな よいという程	かに代わ 力が必要 要な財産行 必要な場 いが,本	ってやっても である(1 行為(不動産 合がある	保佐程度)。 ^{雀の売買や自宅} (補助程度)	、 るという程度) の増改築,金銭の貸借
4 判定の根拠 (1) 各種検査 長谷川: MMS: 知能検	制産を単独で行 結果(実施があ 式認知症スケー 印能スケール 査 総合IQ T又はMRI診	うれば , 該当す ·ル !=	する項目に 点/30 点/30	(検査 (検査 (検査	日:平		
5 備考							
以上のとおり診断 病院又は診療所の	·			平成	年	月 日	

担当診療科名 担当医師氏名 印

所在地

電話 ()

成年後見及び保佐を開始するためには,本人の判断能力について,医師の鑑定を行うことがあります。そこで,診断書を作成された医師にも家庭裁判所が鑑定を依頼した場合にお引き受けいただけるかなどの参考事項についてお伺いしたいので,お手数ですが下記事項についてご回答下さい。

なお,主治医の先生は,本人の病状の経過を最もよく把握されておられますので,精神 科が専門の分野ではない場合でも,鑑定の依頼をさせていただくことが多くあります。

1	家庭	裁判所から鑑定の依頼か	「あった場合について	% 1						
		鑑定を引き受ける。								
		鑑定を引き受けるかどうか検討したい。								
	【「鑑定書作成の手引」※2 の送付について】									
		□ 不要	□ 必要							
		【鑑定依頼の窓口につ	いて】							
		□ 医師に直接 □ 医師以外(ケースワーカーなど)								
			氏名	所属						
			7							
		鑑定を引き受けられないが,次の医師を紹介できる(この欄に記載された場合,以下の2及び3								
		氏 名								
		#1.76 H-								
		勤務先 								
		連絡先(住所)	(電調	話番号)						
2	鑑定	費用について								
		- スパー								
		円	,							
	7	<u></u>								
3	鑑定	期間について								
		1か月内で鑑定書を提出	できる見込みである。							
		()か月を要する。								

- 3 1 7 1 内線 4 1 2) までお尋ねください。 2 「鑑定書作成の手引」,「鑑定書書式《要点式》」,「診断書作成の手引」はイン ターネットでもご覧いただけます。

1 鑑定が必要と判断された場合,正式な鑑定依頼は,改めて文書でお願いすることになります。不明な点がございましたら,新潟家庭裁判所家事書記官室(025-266

(裁判所ウェブサイト(http://www.courts.go.jp/)中,「裁判手続の案内」 「家事事件」 「成年後見制度における鑑定書・診断書作成の手引」)